

吹田市立男女共同参画センター条例施行規則の一部改正骨子案

1 趣旨及び概要

現在、男女共同参画センターの施設を使用しようとする人は、公共施設ウェブ予約システム（以下「システム」といいます。）による申込みの後、7日以内に施設窓口において使用許可申請書の提出及び使用料の納付をする必要があります。

利用者サービスの向上を図るため、施設を使用する日の前の日までに来館しなくてもオンラインで手続きが完結するよう、クレジットカード決済機能の導入、使用申請手続きの電子化等を内容とするシステムの改修を行うことに伴い、システムによる申請手続等について定めるものです。

なお、使用料の納付方法について、現行どおり施設窓口における現金での支払いも引き続き可能です。

2 改正内容

(1) 施設を使用しようとする人は、使用許可申請書の提出に代えて、システムによる使用許可の申請が必要となります。（現在、システムによる申込みの後に行っている、施設窓口において印刷した申請書による手続きが不要となります。）

(2) システムによる使用許可の申請は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日の正午から行うことができます。

ア 抽選申込みをして当選した場合 使用日の3月前の属する月の1日（1月の場合は、4日）（以下「当選の日」といいます。）

イ 上記アに掲げる場合以外の場合 使用日の3月前の日の属する月の2日（1月の場合は、5日）

※ アについては、現行どおりです。

(3) システムによる使用許可の申請は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める期限までに行う必要があります。

ア (2)アに掲げる場合 当選の日から起算して7日

イ (2)イに掲げる場合 使用日の前日

※ アについては、現行どおりです。

(4) システムを不正に使用した者等に対し、システムの利用を停止することができることとします。

3 施行予定

令和6年（2024年）3月下旬の施行を予定しています。